

・ R2. 3. 18 **追加**

○ V-49 ポイント還元事業によりポイント還元があった場合の収支報告書等の記載の考え方

旧	新
	<p>V-49 ポイント還元事業によりポイント還元があった場合の収支報告書等の記載の考え方</p> <p>Q 国会議員関係政治団体が、前払式電子マネー（以下「電子マネー」という。）やクレジットカードを利用した際に、キャッシュレス・消費者還元事業（ポイント還元事業）に係るポイント還元により、支払金額からポイント相当額が減額された場合、国会議員関係政治団体は、収支報告書等にどのように記載すべきか。</p> <p>A 収支報告書等の記載方法については、基本的に現金の流れを記載しつつ、政治資金の収支の状況を明らかにするという2つの目的が達成可能なものであれば構いません。</p> <p>（記載の例）</p> <p>I. 電子マネーを利用した場合（ポイント相当額が即時に還元されたとき又は後日まとめて還元されたとき）</p> <p>まず、電子マネーに現金をチャージした時点で、その分を支出に計上する。</p> <p>その後、電子マネーを利用した場合に、当該支出相当分を支出に計上するとともに（金額欄には、ポイント相当額を減額する前の金額を計上する）、同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上する。</p> <p>また、当該支出の内訳の記載に当たっては、備考欄に「電子マネーによる購入」である旨を記載することが望ましい。</p> <p>そして、ポイントの還元に係る記載については、ポイント相当額が電子マネーの利用時に即時に支払額から相殺された場合は当該電子マネーを利用した時点で、後日電子マネーへのチャージとしてまとめて還元された場合は当該還元のあった時点で、それぞれ還元されたポイント相当額を収入（その他の収入）に計上するとともに、同額を</p>

支出（その他の支出）に「金銭以外のものによる収入相当分」として計上する。

II. クレジットカードを利用した場合（カード会社への支払（口座振替）時にポイント相当額が相殺されたとき又は後日口座にポイント相当額が振り込まれたとき）

① 物品やサービス等を購入した時点での記載については、当該支出相当分を支出に計上するとともに（金額欄には、ポイント相当額を減額する前の金額を計上する）、同額を収入（その他の収入）に「金銭以外のものによる支出相当分」として計上する。その後、カード会社に支払った時点の記載については、その分を支出に計上する（金額欄には、ポイント相当額を減額する前の金額を計上する）。

また、当該支出相当分の内訳の記載に当たっては、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましい。

そして、ポイントの還元に係る記載については、カード会社への支払（口座振替）時にポイント相当額が請求額から相殺された場合はカード会社へ支払った（口座振替）時点で、後日口座にポイント相当額が振り込まれた場合は当該振込があった時点で、それぞれ還元されたポイント相当額を収入（その他の収入）に計上する。

② 簡易な記載方法によるときは、物品やサービス等を購入した時点で、支出の目的ごとに支出の内訳を記載する（金額欄には、ポイント相当額を減額する前の金額を計上する）。

また、実際の現金の流れを補足するため、備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨、カード会社に支払った年月日及びカード会社名を記載することが望ましい。

そして、ポイントの還元に係る記載については、上記①と同様に記載する。

①、②のポイント相当額の計上に当たっては、クレジットカードを利用した時点ごとに個別に計上する扱いとはせず、例えば、各月でまとめて還元されたポイント相当額を一括して計上す

ることも考えられる。

なお、ポイント相当額が即時に還元された場合において、ポイント相当額を減額した後の金額を記載し、当該支出の備考欄に「ポイント相当額を減額する前の金額及びポイント相当額」を記載することも考えられます。

※ 「キャッシュレス・ポイント還元事業に係る収支報告書への明細の記載基準について」（政治資金課・収支公開室事務連絡）において、収支報告書への明細の記載基準はポイント還元前の金額によるとされています。